

事業者の皆さんへ
 新型コロナウイルス感染症に関する
 事業者向け給付金のお知らせ

①「高知県営業時間短縮要請協力金」

（第2期 まん延防止分…2月12日～3月6日）

新型コロナウイルスの急激な感染拡大により、高知県は2月10日付けで、県内全域の飲食店などに対して、2月12日から3月6日までの期間、まん延防止等重点措置に基づく営業時間の短縮要請へのご協力をお願いしたところです。

県では、この要請に応じて、営業時間の短縮などに協力いただいた事業者に対し、「高知県営業時間短縮要請協力金」を支給します。

◆申請書類の受付期限

5月2日(月)

◆お問い合わせ

高知県営業時間短縮要請協力金
 申請手続相談窓口(コールセンター)

☎088-821-6670

受付時間 午前9時～午後5時
 ※土日、祝日も開設していません。

②「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」

全国的なまん延防止等重点措置

の適用および県内の感染急拡大に伴い、人流や県外との取引が大幅に減少したことにより、経済的影響を受けた事業者に対して、令和4年1月～3月を対象期間として、そのうち最も影響を受けた1カ月分の売上減少額を対象に「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」を給付します。

◆申請書類の受付期限

5月31日(火)

◆お問い合わせ

高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金申請手続相談窓口

☎088-803-6620

受付時間 午前9時～午後5時
 ※土日、祝日も開設していません。

③「高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金」

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に対し、令和4年1月～3月を対象期間として、そのうち最も影響を受けた1カ月分の社会保険料事業主負担分を対象に「高知県新型コロナウイルス感染症対策雇用維持臨時支援給付金」を給付します。

◆申請書類の受付期限

5月31日(火)

◆お問い合わせ

高知県雇用維持臨時支援給付金
 申請受付センター

☎088-821-7566

受付時間 午前9時～午後5時
 ※平日のみ開設していません。

①～③の給付金申請書類の入手方法または場所

次の高知県商工労働部経営支援課のホームページから印刷またはダウンロード
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>

- ・高知県庁本庁舎1階ロビー内
- ・県の合同庁舎および県税事務所
- ・県内の市町村役場の所定窓口

①～③の給付金申請受付方法

次の方法で、申請を受け付けます。

(1) 郵送による受付

申請書類を次の宛先へ郵送してください。なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

〈宛先〉

①〒780-8570

高知県庁「高知県営業時間短縮要請協力金申請受付係」

②〒780-8570

高知県庁「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金申請受付係」

③〒780-8570

高知県庁「高知県雇用維持臨時支援給付金申請受付センター」
 ※切手を貼付のうえ、申請者の住所および氏名を必ずご記入ください。

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

(2) オンラインによる受付

高知県商工労働部経営支援課のホームページのオンライン申請ページから手続きをお願いします。

○お問い合わせ

佐賀支所 海洋森林課 商工係

☎55-3115

